飼育動物診療施設開設届出書

令和　　年　　月　　日

香川県　　　家畜保健衛生所長　殿

住　所

氏　名

　獣医療法第７条の規定により飼育動物往診診療の業務を開始したので下記のとおり届け出ます。

記

１．往診診療者等の氏名及び住所（往診診療者等が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに往診診療者等が獣医師である場合にあってはその旨

２．往診診療の業務を開始した年月日

３．診療用機器等の種類及び所有・借受けの別

４．管理者の氏名及び住所（往診診療者等が獣医師であって診療用機器等を管理しているときはその旨）

５．診療の業務を行う獣医師の氏名

６．診療の業務の種類

７．往診診療者等が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為

８．その他

